

大学院特別講義

(医歯学先端研究特論)(生命理工学先端研究特論)

(医歯理工学先端研究特論)

記

1. 講 師 (公財)日本医療機能評価機構 理事

九州大学病院医療安全管理部 教授

後 信 先生

2. 演 題 医療安全の確保～①インシデント報告の促進によるクリニカルガバナンスの発揮、②米国の専門医研修における勤務時間の管理～

3. 日 時 平成30年2月1日(木)18時00分～20時00分

4. 場 所 M&Dタワー6階 共用セミナー室12

5. 要 旨 大学病院を中心とする特定機能病院では、平成28年度の省令改正及び29年度の法改正により、医療安全管理体制の強化が図られたところである。その契機となった大学病院における医療事故の調査報告書は、英国における類似事例の経験に言及している。改めて大学病院における医療の何が批判されたのか、英国の事例も交えて説明する。また、二つ目の話題として、米国の専門医教育のプログラム認定にあたって確認されるレジデントの勤務時間の上限(平均して週80時間)について、その設定の経緯をACGME(Accreditation Council for Graduate Medical Education)にヒヤリングしたのでその内容を紹介する。



5年前から毎年、後先生から最新の医療安全の情報をご講義して頂いておりましたが、昨年のトピックだった医療事故調査制度も難航しているようです。今回は具体的な事例を挙げて「大学病院における医療の何が批判されたか」についてお話を頂きました。特に外科系の文化的な背景もありそうですが、四半世紀のイギリスでそっくりの事例があることを紹介されました(Bristol Heart Scandal)。我が国でも、当該病院で実施した経験がない新しい医療技術で、患者さんの死亡のような重大な影響が想定される（高難度新規医療技術）の実施にあたっては従前以上に準備や十分な指導体制や管理体制が求められる、他部署も含め院内報告制度や組織横断的な医療安全管理体制をきちんと機能させることが強く勧告されているとのことでした。具体的なインシデントレポートシステムの運用について解説して頂きました。

一方、勤務時間の問題はまるで「働き方改革」のようだと揶揄されていましたが、レジデントの過重勤務から発生したとされる Libby Zion 事件の例からも医療安全と長時間労働の問題は密接に関連していると言えます。といって医療者が一律に規定時間で職場放棄されると医療は成り立ちません。あくまでも患者安全のための観点から「勤務時間」に関する規制は検討されるべきでは、とのお話でした。

濃い内容の講義の後、医学部附属病院安全管理部の尾林部長とゼネラルリスクマネージャーの小野副看護部長も一緒に、美味しい焼鳥を肴に懇親会が盛り上がりしました。（文責：豊福）

